

令和元年5月8日

青森県教育委員会第844回定例会

期 日 令和元年5月8日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 案

- 議案第1号 令和元年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について ..... 1
- 議案第2号 青森県立図書館協議会委員の人事について ..... 2
- 議案第3号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について ..... 3

### 3 その他

- 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会への対応について ..... 4
- 西北・上北地区統合校開設準備委員会の設置について ..... 6
- 職員の懲戒処分の状況について ..... 7

### 4 閉 会

# 議案第 1 号

## 令和元年度青森県教科用図書選定審議会委員 の人事について

令和元年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事を次のとおり行う。

審議会委員名は、  
教科書採択の公正  
確保のため、採択  
事務終了後（9月  
1日）に学校教育  
課ホームページで  
公表する予定です。

青森県教科用図書選定審議会委員に任命する  
任期は令和元年5月14日から令和元年8月31日までとする

令和元年5月8日

青森県教育委員会

## 議案第2号

### 青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

齊 藤 光 政

青森県立図書館協議会委員を免ずる

平 野 陽 児

青森県立図書館協議会委員に任命する

任期は令和元年5月9日から令和2年5月12日までとする

令和元年5月8日

青森県教育委員会

# 議案第3号

## 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

青森県スポーツ推進審議会委員の人事を次のとおり行う

花 田 慎

齋 藤 実

青森県スポーツ推進審議会委員を免ずる

菅 原文子

澤 田 孝 頼

青森県スポーツ推進審議会委員を委嘱する

任期は令和元年5月9日から令和元年11月12日までとする

令和元年5月8日

青 森 県 教 育 委 員 会

## [その他]

### 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の対応について

#### 1 結果公表についての文部科学省の方針

- (1) 都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の同意を得た場合は、同意した市町村名やその設置管理する学校名が明らかとなる調査結果を公表すること。
- (2) 市町村教育委員会が、当該市町村における公立学校全体の結果及び自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において公表すること。
- (3) 学校が、自校の結果についてそれぞれの判断において公表すること。
- (4) 調査結果の公表に当たっては、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- (5) 調査結果の公表を行う場合は、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- (6) 平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。
- (7) 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

#### 2 県による結果公表に係る市町村の状況（アンケート結果より）

- (1) 平成31年度に県が市町村名を明らかにして結果を公表することに係る市町村の意向

同意する	同意しない	検討中
2市町	35市町村	3市町村

- (2) 平成31年度に県が各学校名を明らかにして結果を公表することに係る市町村の意向

同意する	同意しない	検討中
0	37市町村	3町村

### **3 平成31年度の結果公表**

#### **(1) 県教育委員会としての結果公表**

県教育委員会は、市町村名や学校名を明らかにする結果公表は行わないが、県全体の正答率等を分析し、今後の対策を付した資料を県内の市町村教育委員会等に配付するとともに、青森県のホームページで10月下旬に公開する。

#### **(2) 市町村教育委員会や各学校における結果公表**

今後も引き続き、市町村教育委員会教育長会議や義務教育担当指導主事等会議において、県内の公表の状況や文部科学省が各市町村教育委員会へ配付した「平成30年度全国学力・学習状況調査活用事例集」の活用等について情報提供をするとともに、調査の趣旨及び実施要領に示す配慮事項を踏まえた結果の公表の促進を促す。

# [その他]

## 西北・上北地区統合校開設準備委員会の設置について

### 1 設置目的

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき、金木高校、板柳高校、鶴田高校及び五所川原工業高校の統合による西北地区統合校を、十和田西高校、六戸高校及び三本木農業高校の統合による上北地区統合校をそれぞれ令和3年度に開設するに当たり、必要となる事項の準備を進めるため、開設準備委員会を設置する。

### 2 設置期間及び開催回数

令和元年度の1年間（4回程度の開催を予定）

### 3 協議内容

- (1) 統合校の名称、教育活動及び目指す人材像に関すること。
- (2) その他統合校の開設準備に関すること。

### 4 委員等の構成

- (1) 委員
  - ・関係校の校長の職にある者
  - ・関係校のPTA、同窓会、後援会等のうち各校の校長が推薦した者
  - ・関係市町教育委員会教育長の職にある者
  - ・地域の学校教育関係者として学識経験を有し、青森県教育委員会教育長が特に必要と認める者
- (2) オブザーバー
  - ・関係校の教頭及び事務長の職にある者
  - ・関係校の教職員で校長が特に必要と認める者

### 5 開催場所及び開催方法

会場は関係校の会議室等とし公開で行う。

### 6 その他

#### (1) 統合校開設までのスケジュール

年度		R 1	R 2	R 3	R 4
西 北	西北地区統合校	開設準備 委員会設置	開設準備室 設置	開校・募集開始	年度末閉校
	【統合対象校】 ・金木高校 ・板柳高校 ・鶴田高校 ・五所川原工業高校			募 集 停 止	
上 北	上北地区統合校	開設準備 委員会設置	開設準備室 設置	開校・募集開始	年度末閉校
	【統合対象校】 ・十和田西高校 ・六戸高校 ・三本木農業高校			募 集 停 止	

#### (2) 第1回開設準備委員会の日程

- ①西北地区 令和元年5月28日（火） 9：30 ～ 五所川原工業高校
- ②上北地区 令和元年5月16日（木） 13：30 ～ 三本木農業高校



## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 令和元年5月（4月1日～4月30日分）

青森県教育委員会

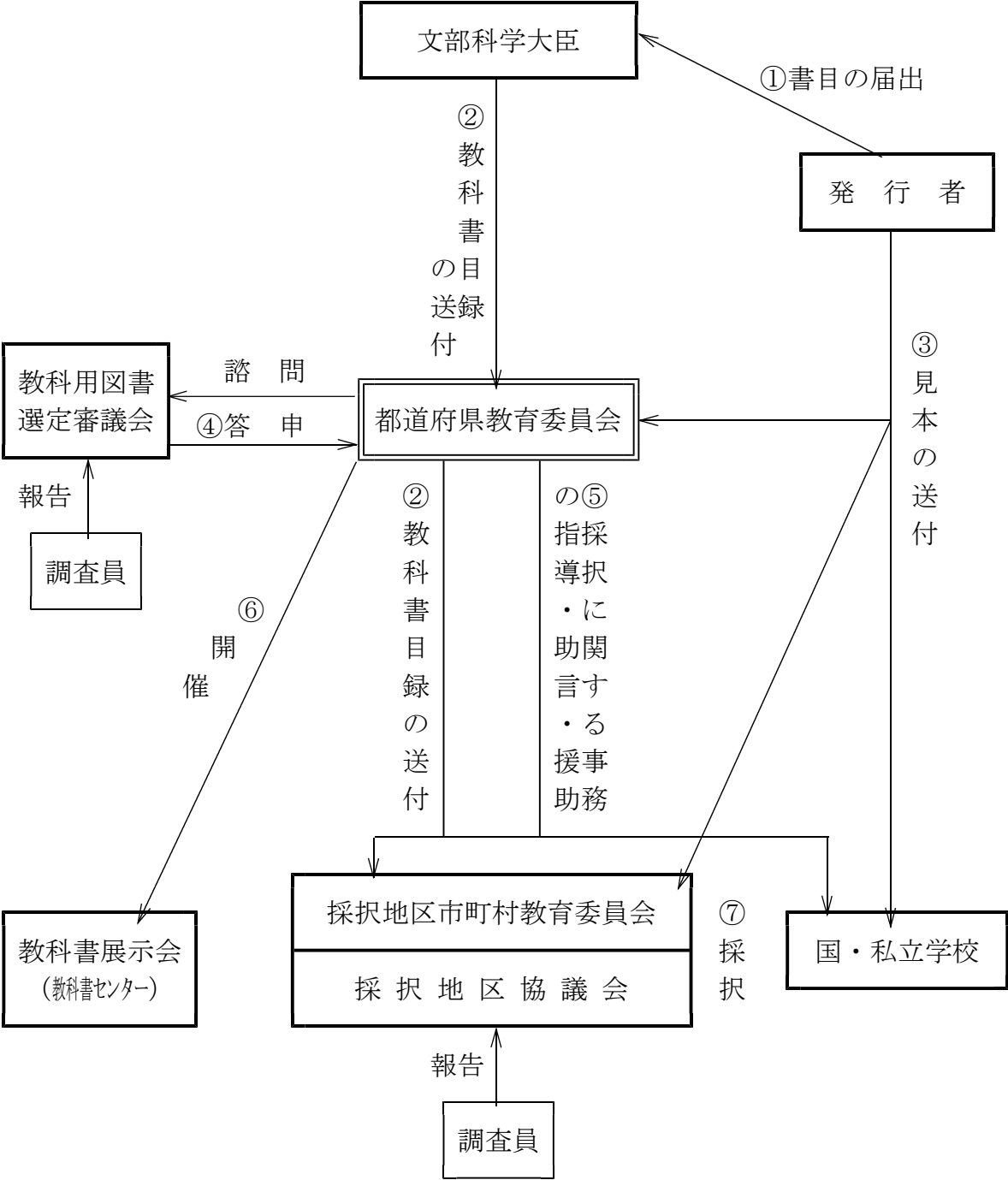
- 事案1 ①被処分者 三八地域の高等学校 教諭（54歳 男性）
- ②事件の概要等 交通法規違反  
(最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過)
- ・ 平成30年11月24日（土）午前5時17分頃
  - ・ 岩手県内の国道
  - ・ 最高速度50km/hのところ、92km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成31年4月18日

# 参 考 資 料

第 8 4 4 回定例会（令和元年 5 月）

- 議案第 1 号  
令和元年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について P 1
- 議案第 2 号  
青森県立図書館協議会委員の人事について P 2 ~ 4
- 議案第 3 号  
青森県スポーツ推進審議会委員の人事について P 5 ~ 6

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



<主な根拠法令>

- 採択の権限 … 地教行法第21条第6号
- 採択方法等 … 無償措置法第10条、第11条、第13条～第17条
- 採択時期 … 無償措置法施行令第7条～第10条、第14条、第15条
- 発行法第4条、第5条、第6条

# 青森県立図書館協議会委員候補者名簿

区	分	現 委 員 (H30.5.13～R2.5.12)							新 委 員 候 補 者 (R元.5.9～R2.5.12)									
		推薦団体等	所	属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域	推薦団体等	所	属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域	
学 校 教 育 関 係 者 (2名)		西北教育事務所	鶴田町立 胡桃館小学校		校 長	木村 文江	女	新	西北									
		青森県学校図書館協議会	県立黒石高等学校		教 諭	白木 佳乃	女	新	中南									
社 会 教 育 関 係 者 (4名)		青森県読書団体 連絡協議会	(一社)八戸市読 書団体連合会		理 事 兼 読 書 部 会 長	前田 敏子	女	再	三八									
		青森県図書館連 絡協議会	五所川原市教育 委員会図書館		次 長	須藤 紀子	女	新	西北									
		公募 (青森市在住)				小笠原 秀樹	男	一	東青									
		公募 (青森市在住)				鈴木 麻理奈	女	一	東青									
学 識 経 験 者 (3名)		家庭教育の向上に資 する活動を行う者(1名)	おいらせ町家庭教 育支援チーム・し るくはあと		代 表	玉川 玲子	女	新	上北									
		(報道)	(株)東奥日報社	(株)東奥日報社編 集局	編集局次長兼 生活文化部長	斉藤 光政	男	再	東青	(株)東奥日報社編 集局			生活文化部長	平野 陽児	男	新	東青	
		(教育)	上北教育事務所	六戸町 教育委員会	教 育 長	瀧口 孝之	男	再	上北									
(大学)	弘前学院大学	弘前学院大学 文学部	准 教 授	生島 美和	女	再	中南											

参 考 資 料  
議決第2号関係

## 図 書 館 法 ( 抜 粋 )

( 図 書 館 協 議 会 )

第 1 4 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 1 5 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 1 6 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県立図書館協議会設置条例

昭和二十七年九月二日  
青森県条例第五十五号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、青森県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平一一条例五九・一部改正)

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(平二四条例四八・追加)

(委員の定数)

第三条 委員の定数は、十人とする。

(平二四条例四八・旧第二条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(平二四条例四八・旧第三条繰下)

(委任事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平二四条例四八・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第四十八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

○青森県スポーツ推進審議会条例

平成二十三年十月十七日  
青森県条例第四十四号

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定に基づき、青森県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第十条第一項の地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及び同法第三十五条に規定するスポーツ団体に対する補助金の交付について意見を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十八人以内をもって組織し、その委員は、スポーツに関する学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(青森県スポーツ振興審議会条例の廃止)
- 2 青森県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年三月青森県条例第十四号)は、廃止する。  
(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 次に掲げる条例の規定中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。
  - 一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)第一条第七十九号及び別表第二
  - 二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)第一条第七十九号及び別表第三

## 青森県スポーツ推進審議会 委員名簿（案）

任期：平成29年11月13日～令和元年11月12日

No.	氏 名	役 職	選考分野
1	伊 藤 武 男	元はしかみ総合スポーツクラブ会長	地域スポーツ
2	岡 村 良 久	青森県スポーツドクターの会会長	スポーツ医科学
3	川 越 流美子	青森県なぎなた連盟理事長	競技スポーツ
4	川 畑 智 子	青森県スポーツ推進委員協議会委員 (女性委員会副会長)	地域スポーツ
5	木 村 徳 栄	青森市卓球協会参与(前県スポレク連盟副会長)	地域スポーツ
6	工 藤 敦 子	車力楽笑スポーツクラブクラブマネジャー	地域スポーツ
7	齋 藤 春 香	日立ソフトボール部監督 (あおもりアスリートネットワーク代表)	競技スポーツ
⑧	<u>澤 田 孝 頼</u>	青森県中学校体育連盟会長	学校体育団体
9	齋 藤 和香美	前八戸市小学校体育科教育研究会会長	その他有識者
10	成 田 一 二 三	青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会会長	行政機関
⑪	<u>菅 原 文 子</u>	青森県高等学校体育連盟会長	学校体育団体
12	船 場 亜 希	青森県スケート連盟強化委員	競技スポーツ
13	本 間 正 行	弘前大学教育学部名誉教授	スポーツ医科学
14	松 本 範 子	園田学園女子大学人間健康学部教授	スポーツ医科学
15	目 澤 伸 一	青森県スポーツ推進委員協議会会長	その他有識者
16	山 本 美紗子	青森県女子体育連盟会長	地域スポーツ
17	渡 邊 陵 由	八戸学院大学健康医療学部准教授	公募